

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年12月26日

阿久根市長 西 平 良 将

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 山下地区
(遠矢, 山下馬場, 尾崎, 弓木野)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月22日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数
個人： 29 経営体
法人：

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

「農地整備事業（中山間地域型）阿久根南部地区」が平成28年度より実施されており、その事業の実施要件として、担い手への農地集積・集約率をその対象地区内で50%以上を確保しなければならない。その集積・集約の手段として農地中間管理機構を活用する。

また、事業実施以外の農地においても、地域・個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用していく方向で検討。

6. 地域農業の将来のあり方

これからのお話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとて利益があるような施策を活用し、農地を守っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年12月26日

阿久根市長 西 平 良 将

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 園田地区（山下）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年12月22日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数

個人： 12 経営体

法人：

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

「農地整備事業（中山間地域型）阿久根南部地区」が平成28年度より実施されており、その事業の実施要件として、担い手への農地集積・集約率をその対象地区内で50%以上を確保しなければならない。その集積・集約の手段として農地中間管理機構を活用する。

また、事業実施以外の農地においても、地域・個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用していく方向で検討。

6. 地域農業の将来のあり方

これからのお話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとて利益があるような施策を活用し、農地を守っていく。